

## 授業料の徴収猶予に関する規程

(趣旨)

第1条 授業料の徴収猶予の取り扱いについては、本学学則に定めるもののほかこの規程の定めるところによる。

(授業料の徴収猶予手続き及び徴収猶予期間)

第2条 学則第50条の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、授業料の納付期限までに、次の書類を学長に提出しなければならない。

(1) 学費延納願(別紙様式1)

(2) 事情を認定するに足る資料

2 前項の徴収猶予の期間は半年とし、この徴収猶予の期間終了後において、なおも納付困難な事情を有する場合は再度学費延納願ができるものとする。この場合、徴収猶予期間の合計は1年を超えないものとする。

3 授業料の徴収猶予を許可し又は不許可とするまでの間は、徴収猶予の申請をした者に係る授業料の徴収を猶予する。

(授業料の分納手続き)

第3条 学則第44条第2項の規定により授業料の分納を申し出しようとする者は、前年度の3月までに、学費分納願(別紙様式2)を学長に提出し分納の承認を得なければならない。

(許可の取り消し)

第4条 授業料の徴収猶予の許可決定後、許可理由が消滅した場合は、その許可を取り消すものとする。

### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

様式1 学費延納願

様式2 学費分納願